

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成19年広域連合条例第6号）の一部改正  
新旧対照表

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| 目次   | 目次  |
| 第1章 総則（第1条—第4条）  | 第1章 総則（第1条—第4条）   |
| 第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）   | 第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）  |
| 第3章 不利益処分  | 第3章 不利益処分   |
| 第1節 通則（第12条—第14条）  | 第1節 通則（第12条—第14条）   |
| 第2節 聴聞（第15条—第26条）  | 第2節 聴聞（第15条—第26条）   |
| 第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）  | 第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）   |
| 第4章 行政指導（第30条— <u>第36条</u> ）   | 第4章 行政指導（第30条— <u>第35条</u> ）  |
| 第5章 <u>処分等の求め</u> （第37条）   | 第5章 届出（第36条）  |
| 第6章 届出（第38条）   | 第6章 雑則（第37条）  |
| 第7章 雑則（第39条）   |   |
| 附則<br>（適用除外）   | 附則<br>（適用除外）  |
| 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から <u>第5章</u> までの規定は、適用しない。   | 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から <u>第4章</u> までの規定は、適用しない。  |
| (1)～(3) （略）  | (1)～(3) （略）   |
| (4) 相反する利害を有する者との利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を <u>名宛人</u> とするものに限る。）及び行政指導  | (4) 相反する利害を有する者との利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を <u>名あて人</u> とするものに限る。）及び行政指導  |
| (5) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に <u>関わる</u> 事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例等の規定上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導 | (5) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に <u>かかわる</u> 事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例等の規定上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導 |
| (6)～(8) （略）  | (6)～(8) （略）   |
| （聴聞の通知の方式）   | （聴聞の通知の方式）  |
| 第15条 （略）   | 第15条 （略）  |
| 2 （略）  | 2 （略）   |

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法

\_\_\_\_\_によって行うことができる。\_\_\_\_\_

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を広域連合長が規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項\_\_\_\_\_の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、

同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「\_\_\_\_\_とき」とあるのは「\_\_\_\_\_とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

（行政指導の方式）

第33条 （略）

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、広域連合の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 （略）

（行政指導の中止等の求め）

同条第3項\_\_\_\_\_中「不利益処分の名宛て人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、\_\_\_\_\_「揭示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「揭示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、揭示を始めた\_\_\_\_\_日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び\_\_\_\_\_第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号\_\_\_\_\_及び第4号」とあるのは「同条第3号\_\_\_\_\_」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

（行政指導の方式）

第33条 （略）

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項\_\_\_\_\_に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 （略）

第35条 法令に違反する行為の是正を求め  
る行政指導（その根拠となる規定が法律又  
は条例に置かれているものに限る。）の相  
手方は、当該行政指導が当該法律又は条例  
に規定する要件に適合しないと思料する  
ときは、当該行政指導をした広域連合の機  
関に対し、その旨を申し出て、当該行政指  
導の中止その他必要な措置をとることを  
求めることができる。ただし、当該行政指  
導がその相手方について弁明その他意見  
陳述のための手続を経てされたものであ  
るときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載し  
た申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住  
所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導の根拠となる法律又は  
条例の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合し  
ないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該広域連合の機関は、第1項の規定に  
よる申出があつたときは、必要な調査を行  
い、当該行政指導が当該法律又は条例に規  
定する要件に適合しないと認めるときは、  
当該行政指導の中止その他必要な措置を  
とらなければならない。

第36条 （略）

第5章 処分等の求め

（処分等の求め）

第37条 何人も、法令に違反する事実がある  
場合において、その是正のためにされるべ  
き処分又は行政指導（その根拠となる規定  
が法律又は条例に置かれているものに限  
る。）がされていないと思料するときは、  
当該処分をする権限を有する行政庁又は  
当該行政指導をする権限を有する広域連  
合の機関に対し、その旨を申し出て、当該  
処分又は行政指導をすることを求めるこ  
とができる。

第35条 （略）

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 法令に違反する事実の内容

(3) 当該処分又は行政指導の内容

(4) 当該処分の根拠となる条例等の条項又は当該行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項

(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は広域連合の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第6章 届出

第38条 (略)

第7章 雑則

第39条 (略)

第5章 届出

第36条 (略)

第6章 雑則

第37条 (略)